告示

○宮内庁告示第三号

天皇皇后両陛下は、鳥取県において開催される第六十四回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、五月二十五日から同月二十七日まで同県へ行幸啓になる。

平成二十五年四月二十六日

宮内庁長官　風岡　典之

○厚生労働省告示第百五十三号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第一条第二項の規定に基づき、昭和四十五年労働省告示第六十号（労働者災害補償保険法施行規則第一条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める事務）の一部を次のように改正し、平成二十五年五月二日から適用する。

平成二十五年四月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一号中「であって、法第十一条の規定による未支給の保険給付（年金たる保険給付に係るものを除く。）の支払に関する事務以外のもの」を削る。

第三号中「であって、特別支給金を受けることができる者が死亡した場合におけるその死亡した者に係る特別支給金でまだその者に支給しなかったもの（年金たる特別支給金を除く。）の支払に関する事務以外のもの」を削る。

○厚生労働省告示第百五十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月二十八日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第一の規定及び別表第三無機薬品及び有機薬品の項第百二十五号の規定は、平成二十五年六月三十日から適用する。

平成二十五年四月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第一中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百五十二号を第二百五十四号とし、第百二十四号から第二百五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第百二十三号を第百二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十五　チキジウム

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第百二十二号を第百二十三号とし、第八十二号から第百二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八十一号の次に次の一号を加える。

八十二　ジクロフェナク

附　則

薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（平成二十五年厚生労働省告示第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の改正規定中「四十三号」を「第四十三号」に改める。

○厚生労働省告示第百五十五号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を次のように定める。

平成二十五年四月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間

一　薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間（以下「記載不要期間」という。）は、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（平成二十五年厚生労働省告示第百五十四号。以下「改正告示」という。）により指定が変更された医薬品については、次に掲げる当該指定に係る告示による改正後の規定に応じ、次に定める当該指定に係る告示の適用の日から起算してそれぞれ一年間とする。

イ　ロに掲げる規定以外の規定　平成二十五年四月二十八日

ロ　別表第一の規定及び別表第三無機薬品及び有機薬品の項第百二十五号に掲げる規定　平成二十五年六月三十日

二　改正告示による改正後の別表第三無機薬品及び有機薬品の項第八十二号に掲げるジクロフェナク、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤のうち薬事法施行規則第百五十九条の二の表第二号に規定する期間（以下「製造販売後調査等期間」という。）を経過していないものについては、前号の規定を適用せず、記載不要期間は、製造販売後調査等期間を経過した日から起算して一年間とする。

○経済産業省告示第百二十号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき、次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録の区分	国内登録検査機関
浴槽用温水循環器	株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ 三重県伊勢市朝熊町四三八三番三二六
携帯用レーザー応用装置	株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ 三重県伊勢市朝熊町四三八三番三二六

○農林水産省告示第千四百二十号

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第百六条の規定に基づき、昭和三十七年七月二日農林省告示第八百五十一号（森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

23の様式イ中「頭書の教育機関」を「〇〇〇〇（教育機関名）」に改め、同様式ロ中「頭書の」を削る。

24の様式中「林業普及指導員資格試験」の次に「（区分：〇〇〇〇）」を加える。

25の様式の3中「又は指導」を「若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理」に改める。

26の様式中「林業普及指導員資格試験」の次に「（区分：〇〇〇〇）」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四百六十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年四月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十八年四月十二日から平成四十二年三月三十一日まで

三　施行地区　東京都千代田区大手町一丁目、大手町二丁目、中央区八重洲一丁目の各一部

四　土地区画整理事業の名称　東京都市計画土地区画整理事業大手町土地区画整理事業

五　事務所の所在地　東京都中央区八重洲一丁目三番七号八重洲ファーストフィナンシャルビル十八階

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十八年四月十二日

七　施行規程及び事業計画の変更認可の年月日　平成二十五年四月二十六日